



- 1.川崎遺跡 2.川崎貝塚 3.上福岡貝塚・権現山遺跡 4.川崎横穴群 5.ハケ遺跡 6.長宮遺跡 7.城山城跡 8.丸橋遺跡 9.松山遺跡 10.滝遺跡 11.富士見台横穴群 12.羽沢遺跡 13.黒貝戸遺跡 14.打越遺跡 15.水子大応寺前貝塚 16.大井戸跡遺跡 17.東台遺跡

第1図 遺跡位置図(1)



第2図 遺跡位置図(2)

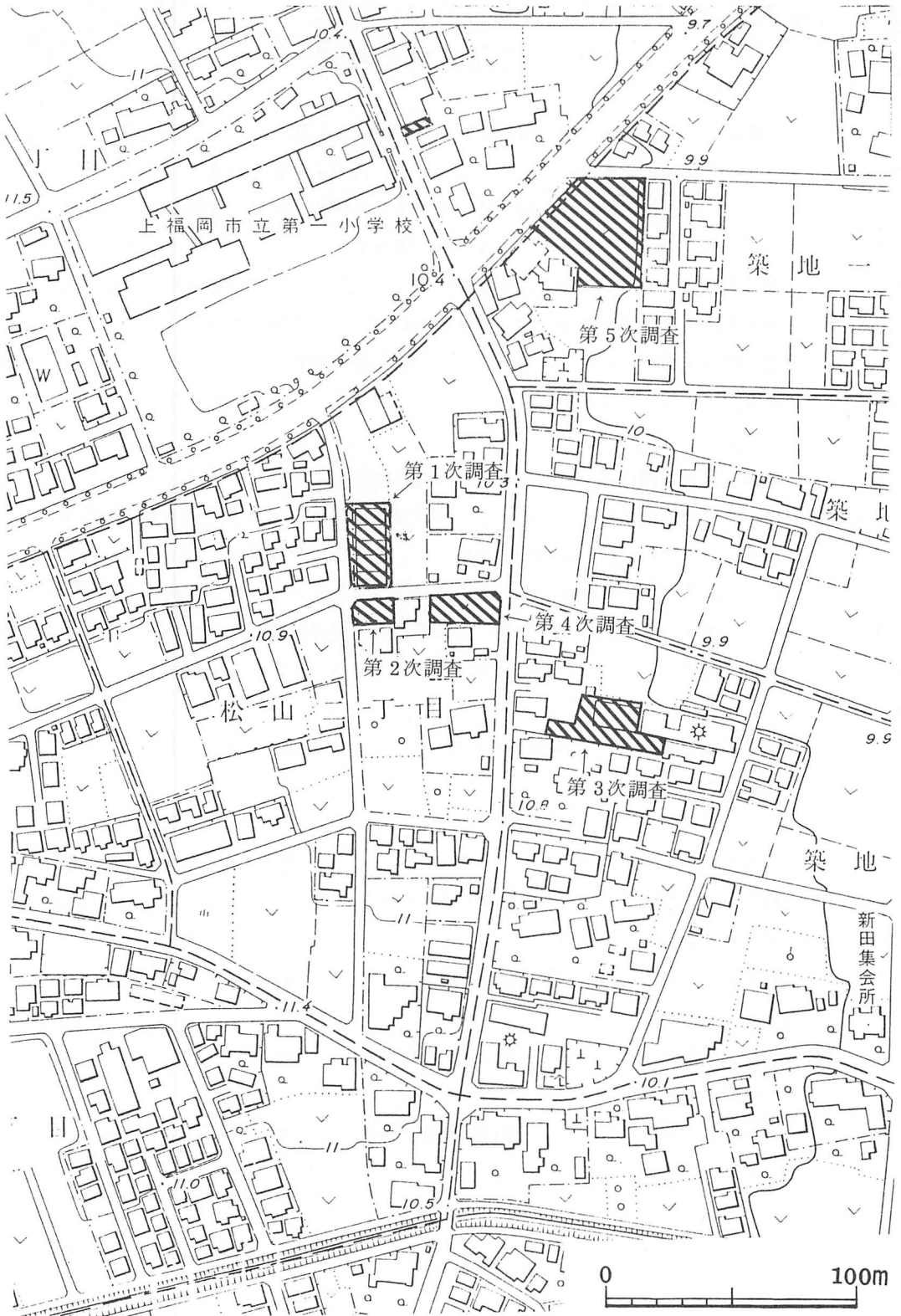
## I 調査に至る経過

上福岡市は、荒川の支流である新河岸川に面する台地上に位置している。台地は、多くの開折谷によって、さまざまな地形を形成している。そのため、古来より多くの人々の活動の場となり、その足跡は数が多い。現在、当市には約36カ所に及ぶ多くの埋蔵文化財包蔵地が確認されている。今年度の調査によっても明らかなように、今後さらに埋蔵文化財が発見される可能性も有し、予断を許さない状況にある。しかも、当市は、東京のベッドタウンとしての様相を呈し、東京から30分圏内という位置的条件から、宅地開発が盛んに行なわれている。市教育委員会ではこれらの開発行為による埋蔵文化財の破壊に対処するため、事前に記録保存の調査を実施してきた。当市は国庫補助を受けて小規模開発に伴う調査を5年にわたって行なってその報告書を刊行してきた。今年度は6年次の調査にあたる。

これらの遺跡調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行なった。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者（原因者）に連絡し、協議を行なった。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。

尚、権現山遺跡第2次調査は、この遺跡の性格を把握するため範囲の確認などを目的として、県文化財保護課の許可を受けて実施したものである。

| （遺跡名・調査区名・所在地）              | （原因）       | （調査面積） | （調査期日）        |
|-----------------------------|------------|--------|---------------|
| 1 松山遺跡第5次調査<br>築地1丁目1-16    | 住宅建設（横山和男） | 1461㎡  | 4月20日～4月28日   |
| 2 滝遺跡第8次調査<br>滝3丁目3-15他     | 住宅建設（村上三郎） | 990㎡   | 11月14日～11月26日 |
| 3 川崎遺跡第8次調査<br>大字川崎字宮脇148-1 | 住宅建設（小川仁也） | 400㎡   | 1月17日～1月26日   |
| 4 権現山遺跡第2次調査<br>滝1丁目5-4     | 遺跡範囲確認調査   | 100㎡   | 5月18日～6月28日   |

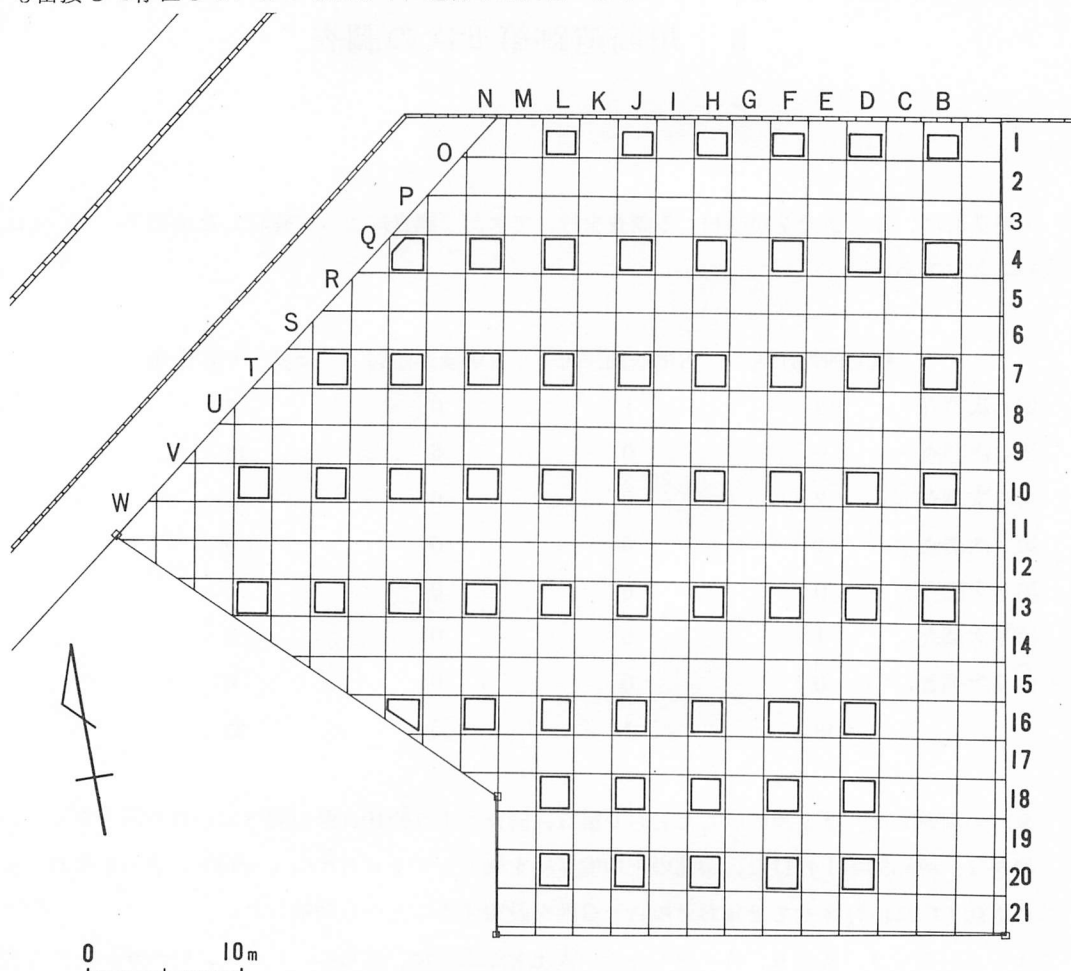


第3図 松山遺跡位置図 (1/2500)

## Ⅱ 松山遺跡第 5 次の調査

松山遺跡は、これまで4度に亘る調査を実施してきた。第1次調査は、昭和53年に、第2次・第3次調査は、昭和54年、第4次調査は、昭和57年度に行った。その結果、第1次調査によって平安時代の住居跡2基、第2次調査及び第3次調査において、平安時代の住居跡を各々1基、合計4基の住居跡を検出し調査してきたものである。

松山遺跡では、検出した住居跡の各々の間隔が、7～10m程離れており、時間的に巾のある年代を示しているものではなく、きわめて時間的に限定された範囲にあると言ってよい。さらに、遺跡も密接して存在しているのではなく、遺物も地表面に散布していない。しかも、立地条件は、地形



第4図 松山遺跡調査全測図 (1/400)

の起伏もほとんどなく、遺跡の範囲を限定することは難しい状況にある。

今回の調査区は、第1次調査区の北東側に約100 m程、離れた地点である。

調査は、昭和58年4月20日に土地境界杭に沿って、南北に2 mおきに1～12区、さらにそれに対して直角に2 mおきにA～W区に分けて、調査区を設定することから開始した。

グリッドの調査区は、A～W区に対して一つおきに、1～21区に対しては2つおきにローム面まで表土を除去した。ローム面は、表土からのゴボウの耕作によって非常に荒れていた。表土からローム面までは、層序が区別されず、一層のみであった。確認された遺構はまったくなかった。遺構確認のため、ローム面まで掘り下げた調査区は、第4図のとおりである。出土した遺物は、須恵器杯の破片が2点と、土師器の破片が5点出土した。いずれも破片が小さく図示できない。

以上のような調査であったので、昭和59年4月26日に調査を終了して、すぐ埋めもどしにかかり4月28日にすべての調査作業を終了した。

### Ⅲ 川崎遺跡第8次の調査

川崎遺跡は、これまで7回にわたる調査を行ってきた。調査によって確認した遺構等については、次のとおりである。

|       | 縄文前期住居 | 古墳前期住居 | 古墳後期住居 | 奈良～平安住居 |
|-------|--------|--------|--------|---------|
| 第1次調査 | 3      | 1      | 0      | 6       |
| 第2次調査 | 9      | 0      | 5      | 10      |
| 第3次調査 | 2      | 0      | 0      | 6       |
| 第4次調査 | 1      | 0      | 0      | 0       |
| 第5次調査 | 0      | 0      | 0      | 0       |
| 第6次調査 | 1      | 0      | 0      | 3       |
| 第7次調査 | 0      | 0      | 0      | 0       |
| 計     | 16     | 1      | 5      | 25      |

今回の調査区は、第5図に示したとおり第3次調査区より約10 m程の間をおいた西側であった。

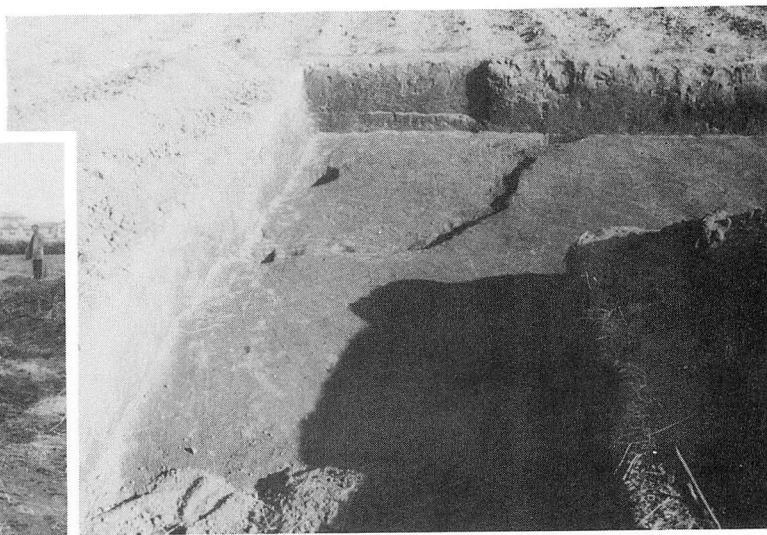
調査は、昭和59年1月17日、南北の土地境界杭を軸として2 mおきに1～14区、さらにそれに対して東西方向に直行させて2 mおきにA～G区を設定することから開始した。

A-2、A-4、A-6、A-8の各々の表土を除去した。さらに、C-4、C-6、C-8の調査区の表土を除去した。その結果、A-6区、A-8区において縄文土器片が、数点出土したた



1 松山遺跡第5次の調査  
(北より)

1



2



3



1 川崎遺跡第8次調査区

2 川崎遺跡第8次調査  
重機による埋め戻し

3 重機による表土除去後の調査